

# 保育士就職準備金貸付のご案内

この制度は、潜在保育士（保育士資格を持ち、保育士として勤務していない方）の再就職支援を通じ、保育士人材の確保を図ることを目的として実施します。

当制度では、岩手県内の保育所等において保育業務等に2年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除になります。

## 1 貸付対象者

保育士資格を持ち、次の(1)から(3)の要件を全て満たす方

(1) 次の施設等を離職した、又は勤務経験のない方

- |           |               |           |
|-----------|---------------|-----------|
| ① 保育所     | ② 幼保連携型認定こども園 | ③ 家庭的保育事業 |
| ④ 小規模保育事業 | ⑤ 事業所内保育事業    | ⑥ 幼稚園     |

(2) 岩手県内の次の施設等に新たに週20時間以上勤務する方

- |                                       |                     |            |
|---------------------------------------|---------------------|------------|
| ① 保育所                                 | ② 預かり保育を常時実施する幼稚園   |            |
| ③ 認定子ども園へ移行予定の幼稚園                     | ④ 認定こども園            | ⑤ 家庭的保育事業  |
| ⑥ 小規模保育事業                             | ⑦ 居宅訪問型保育事業         | ⑧ 事業所内保育事業 |
| ⑨ 病児保育事業（届出を行ったもの）                    | ⑩ 一時預かり事業（届出を行ったもの） |            |
| ⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設             |                     |            |
| ⑫ 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独施策で保育を行っている施設 |                     |            |
| ⑬ 企業主導型保育施設                           |                     |            |

(3) 保育士修学資金貸付において、就職準備金の加算を受けていない方

## 2 貸付額

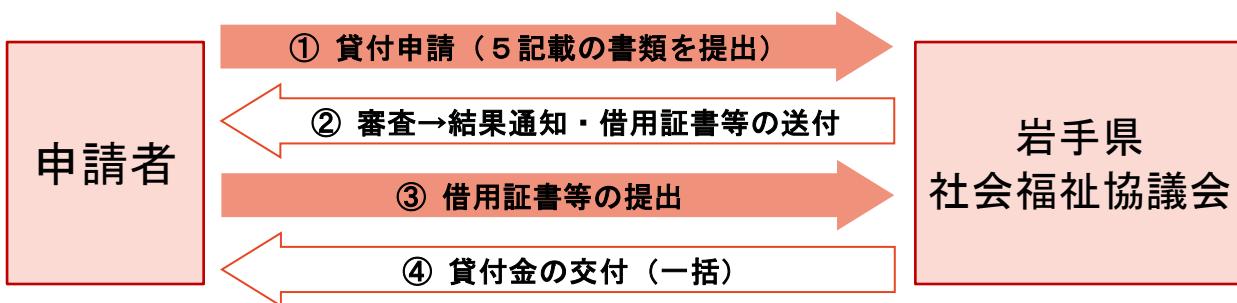
400,000円以内（無利子、1人1回限り）

## 3 貸付金用途

貸付金の用途は、保育所等の就職に当たり必要な一時金として、次のとおりとなります。

- ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- イ 転居先の賃貸物件の借上げに伴う礼金や仲介手数料
- ウ 保育所等で使用する被服費
- エ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用
- ク その他本会が必要と認める費用

## 4 申請から貸付までの流れ



## 5 申請方法

貸付けを希望する方は、下記の書類を岩手県社会福祉協議会宛てに提出してください。

- (1) 保育士修学資金貸付等申請書（第1号様式）
- (2) 保育士修学資金貸付等利用計画書（第3号様式）  
※ 貸付金の使途を証明できる見積書等の写しを添付してください。
- (3) 申請する方の住民票抄本
- (4) 連帯保証人の住民票抄本及び課税証明書
- (5) 保育士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書
- (6) 保育士証の写し
- (7) 労働条件通知書等の就労の決定及び労働時間が分かる書類の写し

※ その他、会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

## 6 連帯保証人

貸付申請に当たり、連帯保証人を1名立てていただく必要があります。

なお、連帯保証人の要件は、次の(1)から(3)を全て満たす方となります。

- (1) 成年の者で独立の生計を営む者
- (2) 借入申込時の年齢が65歳未満の者
- (3) 地方税法における住民税が課税されているかこれと同程度の収入がある者

## 7 申請期間

随時、申請受付しています。

※就職してから申請までに期間が空いている場合、貸付対象外となることがあります。

## 8 免除要件

貸付を受けた方が、岩手県内において「1 貸付対象者」の(2)に該当する業務に従事し、かつ、2年間引き続き業務に従事したとき、貸付金の全額が返還免除となります。

※ この要件を満たせない場合は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がない限り、返還の対象となります。

## 9 問合せ先

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

福祉経営支援部 貸付担当

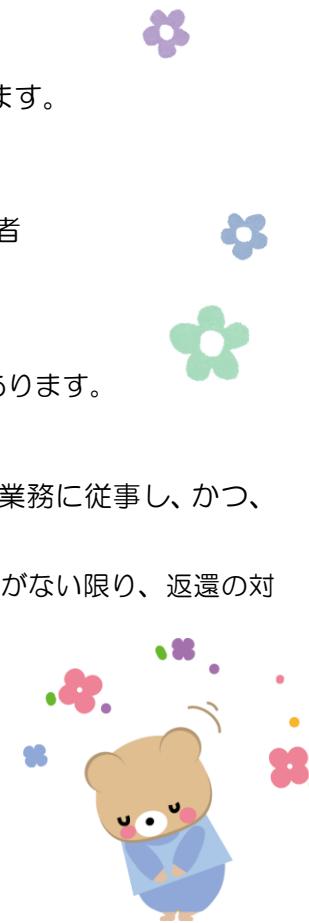
〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

電話 019-601-7023 (平日9時~17時)

FAX 019-637-4255

✿ 制度の詳細や各種様式は、岩手県社会福祉協議会ホームページにてご確認ください ✿

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/docs/2016122100038/>



## ♪ 岩手県保育士・保育所支援センターのご案内 ♪

保育士としての就職先をお探しの方は、岩手県保育士・保育所支援センター（福祉人材センター）にご相談ください。

岩手県保育士・保育所支援センターでは、保育士資格をお持ちの方で、現在就労していない方（潜在保育士）を中心に就労支援（保育所見学・潜在保育士職場体験のコーディネート等）を行います。働き方にお悩みの方からの相談も受け付けています。

ぜひお気軽にご連絡ください。

## ♪ 問合せ先 ♪

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 電話 019-637-4544